

○神奈川県町村情報システム共同事業組合職員定数
条例

(平成23年4月1日)
(条例第5号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づく職員の定数は、8人以内とする。ただし併任者は、定数外とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。